



(改訂版)

まじゅん プラン

ダイジェスト版

第二次南風原町男女共同参画計画



ひと ひと ひと ひと
男と女が共に支えあう、黄金南風の平和郷



南風原町

写真: 南風原町字宮平

ダイジェスト版作成にあたって

男女共同参画社会とは「男女が均等に政治的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことを言います。

南風原町ではまちづくりと男女共同参画を一体的に進めるため、平成14年3月に「南風原町男女共同参画計画まじゅんプラン」を策定し、計画の推進に向けて取り組んできましたが、町民に対し計画の周知が充分にできていない状況にありました。

そうした中、本計画が平成23年度に期間満了を迎えたことから、平成24年3月に、新たに「第二次南風原町男女共同参画計画まじゅんプラン」を策定いたしました。今回の計画は前回の反省をふまえ、本町のまちづくりや男女共同参画に関しての現状・課題を的確に把握していくとともに、国や国際社会、沖縄県等の近年の男女共同参画関連施策の動向等を考慮しつつ、町民・行政が取り組むべき目標や施策を明らかにした行動計画となっております。

また、今回は町民に対して広く周知ができるように、「第二次南風原町男女共同参画計画まじゅんプラン」のダイジェスト版を作成いたしました。このダイジェスト版をご覧ください、男女共同参画とは何か、南風原町がどんな取り組みを計画・推進しているのかご理解いただき、そして男女共同参画社会を実現するには町民一人ひとりがどのような意識で、どんな行動をとればいいのかということも少しでも考えて頂ければ幸いです。



1 計画の理念とキャッチフレーズ

【計画の理念】

憲法の保障している基本的人権の尊重と男女平等を基本理念に、男女共同参画の実現をめざします。



【キャッチフレーズ】

ひと　ひと

こ　が　ね　は　え　さ　と

男と女が共に支えあう、黄金南風の平和郷

2 計画の愛称

男女があらゆる分野で共に参画できる社会をめざし、本計画の愛称を「まじゅんプラン」とします。

まじゅんとは、うちなーぐち（沖縄のことば）で“一緒”を意味しており、本計画を広く町民に普及するのにふさわしい愛称として採用しました。

3 計画の期間

本計画は、平成24年度を初年度とし、平成33年度を目標年度とする10年計画として策定しております。

なお、実施状況の把握と評価を毎年度行い、社会状況の変化等により、必要に応じて中間年度（平成27年～29年度）での見直しを行います。





施策体系

ひと ひと こ がね は え さ と 男と女が共に支えあう、黄金南風の平和郷

方針 1 男女共同参画への意識づくり

- (1) 男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進
- (2) 固定的な役割分担意識の変革

方針 2 男女が共に健康で安心して暮らすための条件整備

- (1) 人権意識の高揚及び女性に対する暴力の根絶
- (2) 生涯にわたる健康づくりへの支援

方針 3 家庭・地域・職場における男女共同参画の環境づくり

- (1) 家庭生活における男女共同参画の推進
- (2) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進
- (3) 職場における男女平等の実現、生活上の困難に直面する男女への支援

方針 4 女性の能力を活かすための積極的方策の推進

- (1) 政策・意思決定過程への女性の参画拡大
- (2) 女性のエンパワーメントに対する支援の充実

方針 5 平和への貢献、国際協調と文化の創造

- (1) 平和の継承と発信
- (2) 国際交流と文化の継承

方針 1 男女共同参画への意識づくり

- (1) 男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進
- (2) 固定的な役割分担意識の変革

具体的施策

(1) 男女共同参画に関する情報の発信、効果的な広報活動等の推進

- ① 多様な媒体を通じた広報・啓発活動
- ② 男女共同参画週間等の機会を通じた啓発
- ③ 第二次男女共同参画計画の周知
- ④ 男女共同参画推進会議の充実
- ⑤ 「まじゅんプラン」推進に向けた町民組織の育成支援・連携体制の充実
- ⑥ 庁内推進体制の整備
- ⑦ 男女共同参画条例の制定
- ⑧ 女性問題解決のための国内外の情報の収集・提供
- ⑨ 男女共同参画に関する実態の把握

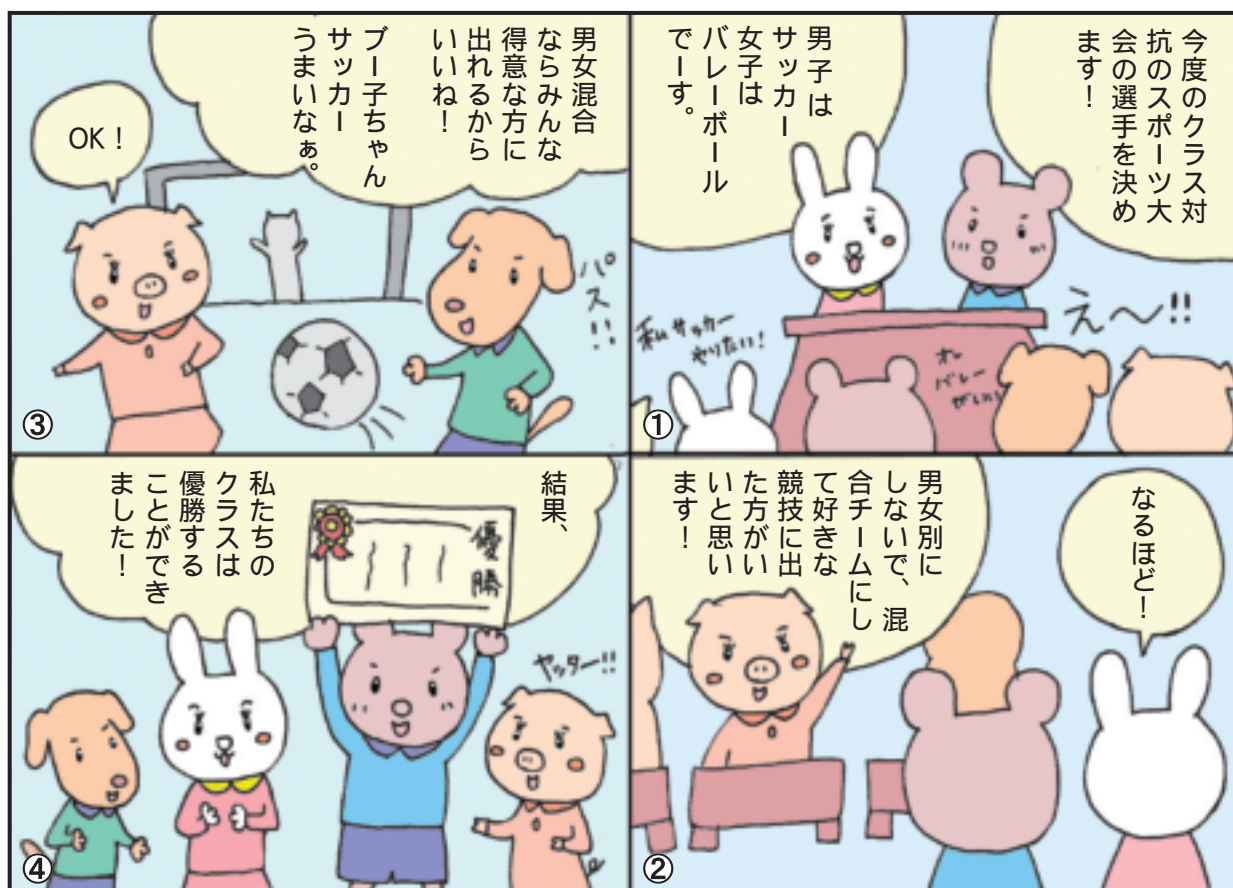


(2) 固定的な役割分担意識の変革

- ① 固定的な性別役割分担を意識させない教育の推進
- ② 学校教育でのジェンダー平等についての学習機会の充実
- ③ 男女混合名簿の導入
- ④ 主体的な進路選択を支えるキャリア教育の推進
- ⑤ 男女平等教育に関する研修の充実

男だから
女だからと
決めつけて
いませんか？

■学校における男女共同参画■



方針 2 男女が共に健康で安心して暮らすための条件整備

- (1) 人権意識の高揚及び女性に対する暴力の根絶
- (2) 生涯にわたる健康づくりへの支援



具体的施策

(1) 人権意識の高揚及び女性に対する暴力の根絶

- ① メディア・リテラシー育成講座の開催
(※用語解説 P11)
- ② 学校教育での人権教育等の推進
- ③ DV・虐待等に対する情報提供の充実
- ④ DV・虐待等に対する相談窓口の充実
- ⑤ 要保護児童等対策地域協議会の充実
- ⑥ 既存施設を活用したシェルター機能
(一時保護所) の確保
- ⑦ 住民基本台帳事務等における
被害者保護支援処置の実施

DVは家庭内で
起こることが多いため、
他人には相談しにくい
問題です。

(2) 生涯にわたる健康づくりへの支援

- ① 住民健診・がん検診の充実
- ② リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発
(※用語解説 P11)
- ③ 母性保護と母子保健の推進
- ④ 性教育・思春期教育の実施
- ⑤ 高齢者の生きがいづくりと介護予防の推進
- ⑥ 高齢者の雇用に関する支援
- ⑦ 男性が相談しやすい環境づくり及び相談窓口の周知

■ D V ■



方針 3 家庭・地域・職場における男女共同参画の環境づくり

(1) 家庭生活における男女共同参画の推進

具体的施策

(1) 家庭生活における男女共同参画の推進

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| ① 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し | ⑥ マタニティ教室等への父親の参加促進 |
| ② 子育て支援の充実 | ⑦ 「家庭の日」の普及・啓発 |
| ③ 介護サービス等の充実 | ⑧ 家庭学級の推進 |
| ④ ファミリーサポートセンター事業の周知及び利用促進 | ⑨ 家庭介護支援事業の充実 |
| ⑤ 男性に向けた各種研修会、講座等の開催 | |



◇ワークライフバランス◇

仕事と生活の調和という意味。

一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会をめざします。

■ワークライフバランス■



方針 3 家庭・地域・職場における男女共同参画の環境づくり

(2) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進

具体的施策



(2) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進

① 町民の自治会活動等への参加促進

性別にとらわれることなく多様な考え方が地域づくりに活かされるよう、自治会活動や、環境・防犯・防災など様々な地域活動への町民の参加を促進します。

② 社会制度・慣行の見直しと意識づくり

家庭、職場、地域社会などにおける社会制度や慣行（社会通念・習慣・しきたり）について、男女が社会の一員として対等な立場で意思表示や意思決定をし、自らの責任をはたせるようにしていくなど、意識の啓発に努めます。

③ 協働のまちづくりの促進

各種審議会、委員会において、可能な限り公募での委員を募集し、男女にとらわれない様々な意見を取り入れ町民と協働のまちづくりを推進します。

■お盆にて・・・■



方針3 家庭・地域・職場における男女共同参画の環境づくり

(3) 職場における男女平等の現実・生活上の困難に直面する男女への支援

具体的施策

(3) 職場における男女平等の実現・生活上の困難に直面する男女への支援

- ① 男女の均等な雇用機会等の確保
- ② 各種ハラスメント(セクハラ、パワハラ、マタハラ、パタハラ等)対策の周知
- ③ 働く女性への妊娠中・出産後の配慮
- ④ 育児・介護を支える職場環境の整備
- ⑤ 父親の働き方の見直し・育児参加等への啓発
- ⑥ 就労環境改善の啓発
- ⑦ 女性の再就職支援に向けた情報提供
- ⑧ 働く男女の健康管理対策の実施
- ⑨ ひとり親家庭への支援・自立の促進
- ⑩ 子どもの孤立(貧困)の防止に向けた支援体制の構築
- ⑪ 若年期の自立支援に向けたキャリア教育等の充実
- ⑫ 家族従業者への支援

男性も可能な限り育児休業や介護休業の取得をはかりましょう。また、職場では男女を問わず取得しやすい環境づくりに努めましょう。



■育児休業の取得■



方針 4 女性の能力を活かすための積極的方策の推進

- (1) 政策・意思決定過程への女性の参画拡大
- (2) 女性のエンパワーメントに対する支援の充実

具体的施策

(1) 政策・意思決定過程への女性の参画拡大

- ① 審議会・委員会など意思決定の場での女性登用率の向上
- ② 役場女性職員の管理職等への登用促進
- ③ 人材に関する情報の収集と発掘
- ④ 民間企業・団体等に対する女性の管理職登用の啓発実施
- ⑤ 防災の分野に関する意見の反映や女性委員の登用

(2) 女性のエンパワーメントに対する支援の充実

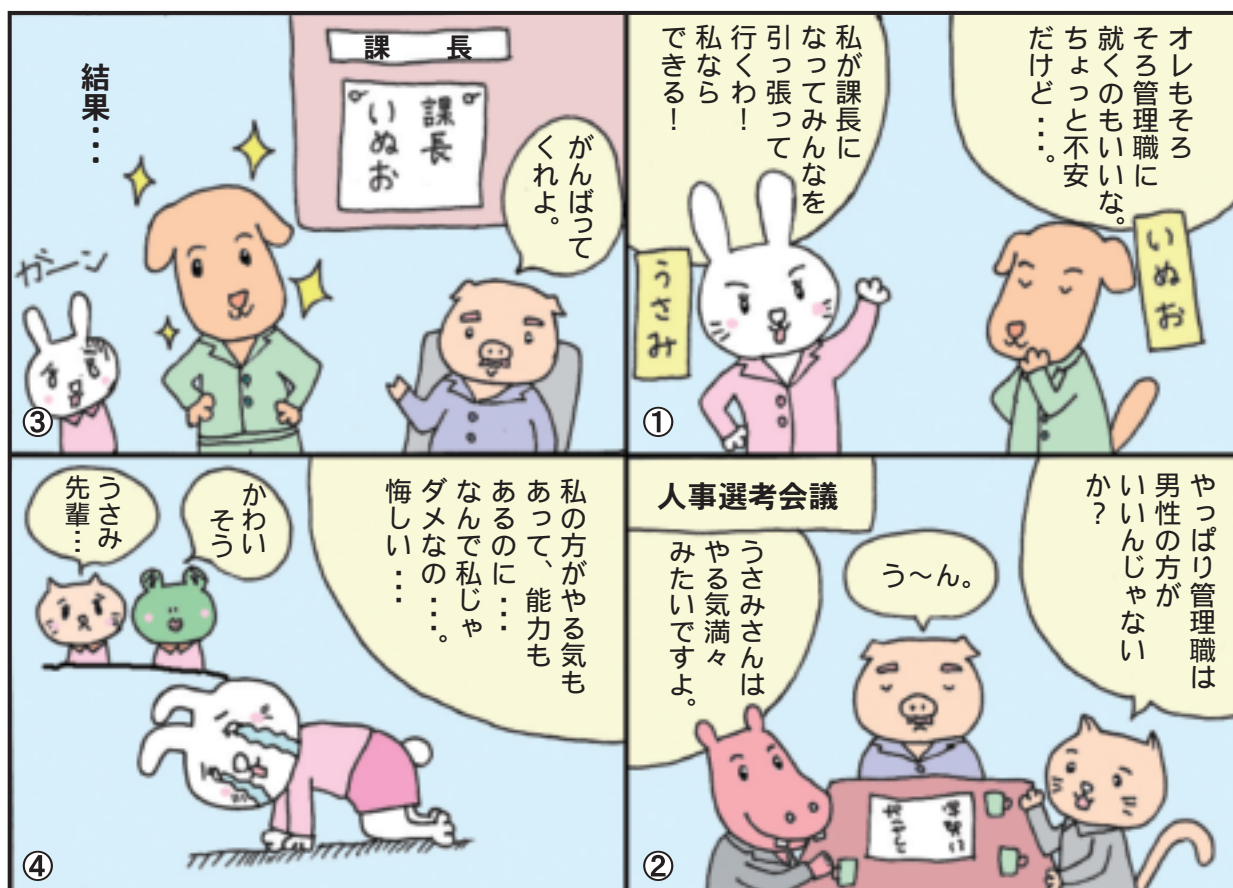
(※用語解説 P11)

- ① 女性リーダーの育成
- ② 女性団体連絡協議会の設立支援
- ③ 女性のための職業能力開発講座等の充実
- ④ 女性起業家への支援



男が管理職という固定概念は捨て、男女平等に能力とやる気のある人にチャンスにあたえましょう！

■管理職の人事■



方針 5 平和への貢献、国際協調と文化の創造

- (1) 平和の継承と発信
- (2) 国際交流と文化の継承



具体的施策

(1) 平和の継承と発信

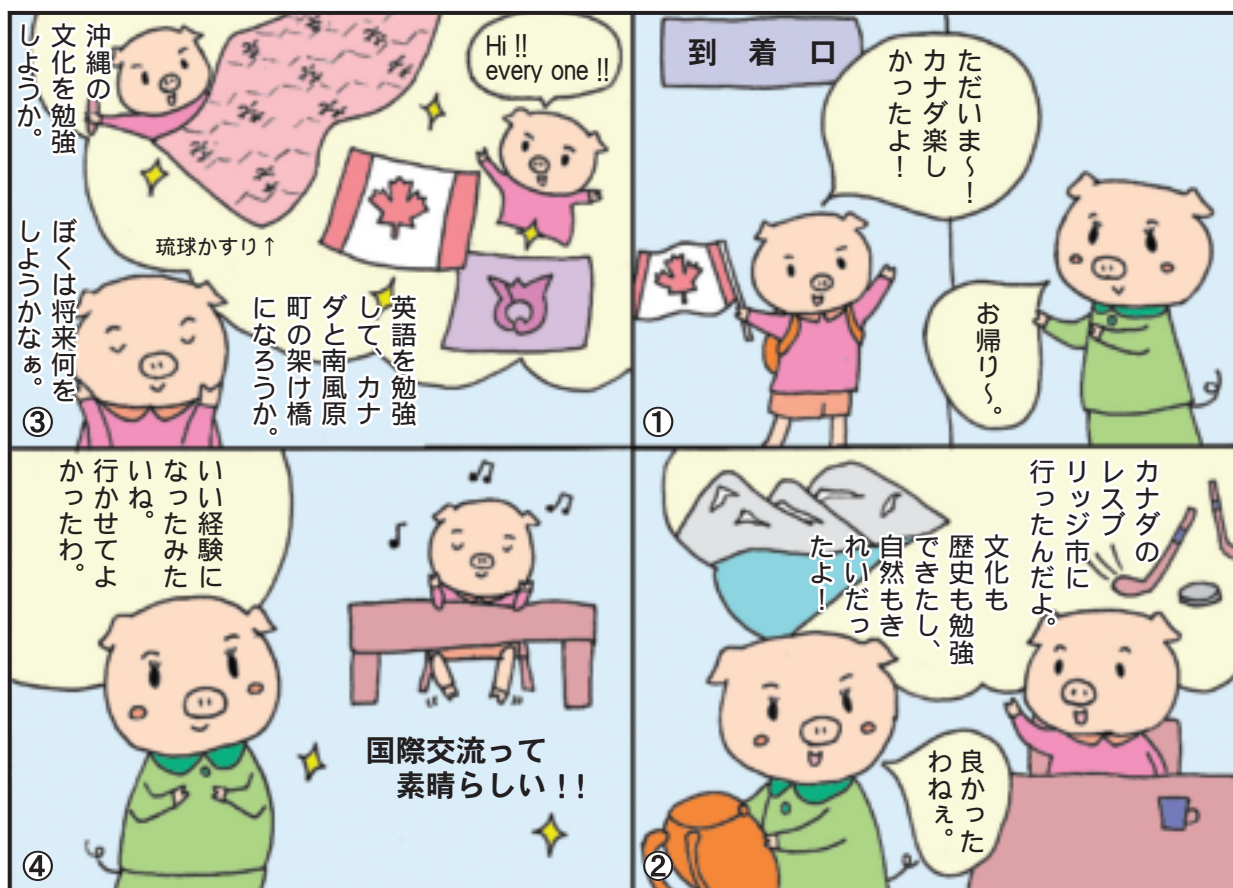
- ① 平和特別授業の開催等の取り組みや平和交流の推進
- ② 家庭・学校・地域における平和教育等の推進
- ③ 平和事業の活動拠点を活かした事業の充実

海外の文化や
現地生活の体験を通して
国際理解を深め、広い視野を
持った豊かな人材を
育成します。

(2) 国際交流と伝統文化の継承

- ① 国際交流事業の充実
- ② 海外移住者子弟研修生受け入れ事業、海外青年派遣事業の実施
- ③ 国際理解を深められる機会の創出

■ 国 際 交 流 ■



男女共同参画に関する南風原町の関連データ

■ 審議会等委員への女性の登用状況（平成29年4月1日現在）

審議会等の数		委員数		
審議会等数	うち女性委員のいる 審議会等数	総委員数	うち女性委員数	女性委員比率 (%)
28	24	225	69	30.7

■ 公務員の管理職の在職状況

管理職総数	うち女性 管理職数 (人)	女性比率 (%)
21	4	19

■ 南風原町議会における女性議員の状況

議員総数	女性	男性	女性比率 (%)
16	3	13	18.8

『市町村における男女共同参画行政の推進状況調査』(H24)
によると、南風原町の推進状況はご覧の順位となっています。

41市町村のうち
南風原町は

☆ 13 位 ☆



用語解説

■ メディア・リテラシー

メディアとは、方法、手段、媒体と訳しますが、ここでは、新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどを含む情報を伝える媒体という意味で使っています。

メディア・リテラシーとは、メディアからの情報を主体的に選択し、内容を分析・読解し活用できる能力や、メディアを適切に選択し発信する能力を身につけることです。

■ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

個人の健康の自己決定権を保障する考え方で、いつ何人の子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題など生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

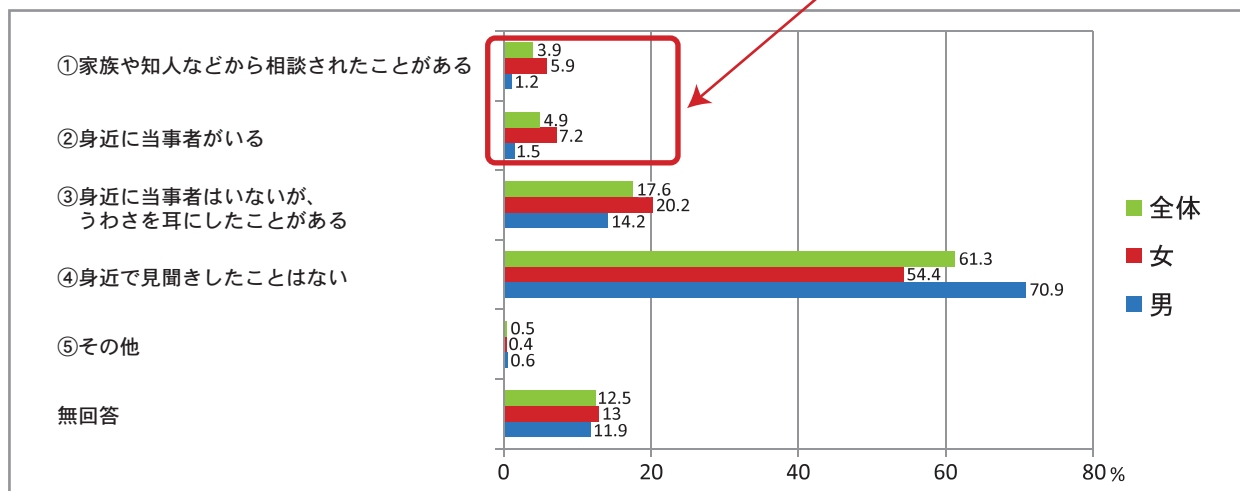
■ エンパワーメント

「力をつけること」の意で、一人ひとりが社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。

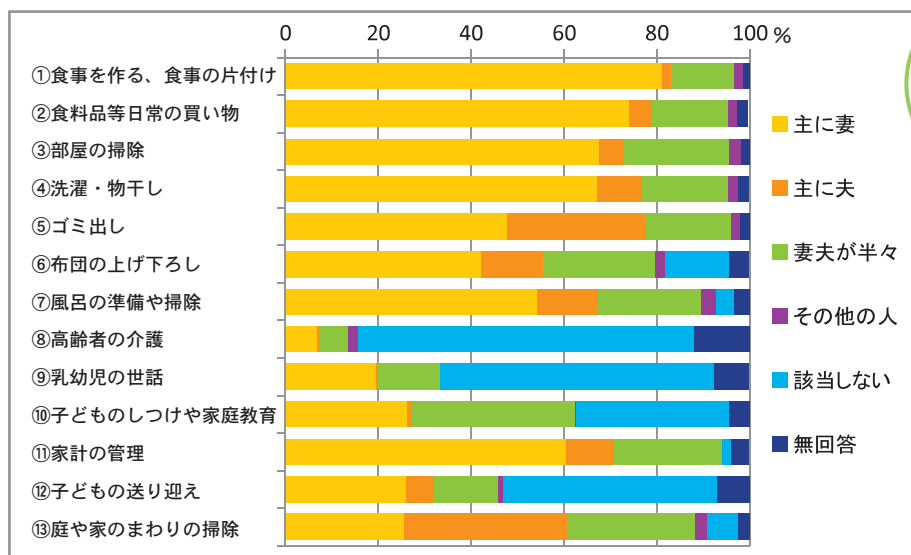
■ 南風原町町民意識調査アンケートの結果（抜粋）

【DV（配偶者や交際相手からの暴力）について】

◆注目！実際に当事者がいることがわかります。



【家庭内の事柄を主に誰が行っていますか？】

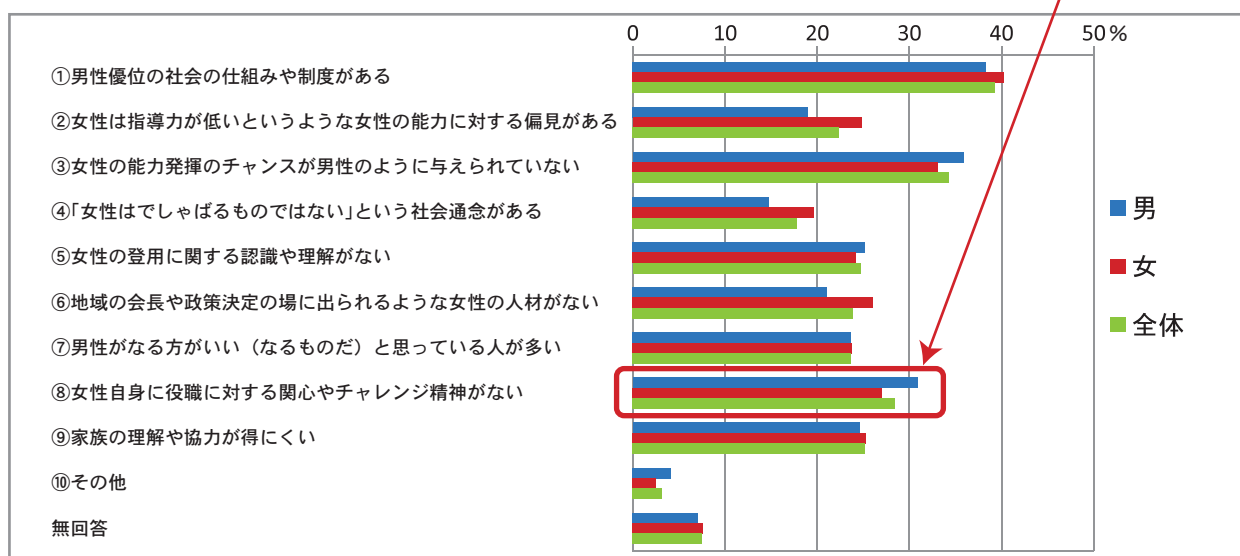


家事は主に妻がやる家庭が多いのがよくわかるわ。



◆注目！女性の意識向上も重要ですね。

【自治体の首長や議員、企業の管理職などに女性が少ないのはどうしてだと思いますか？】



男女共同参画に関する相談窓口

◎配偶者暴力相談支援センター

- ・ 沖縄県女性相談所 tel：098-854-1172
- ・ 北部福祉保健所 tel：0980-52-0051
- ・ 南部福祉保健所 tel：098-889-6364
- ・ 宮古福祉保健所 tel：0980-72-3132
- ・ 八重山福祉保健所 tel：0980-82-2330

悩んだら
相談!!



◎沖縄県男女共同参画センター

- ・ ているる相談室 tel：098-868-4010

◎南風原町

- ・ こども課 tel：098-889-7028
- ・ 企画財政課 tel：098-889-0187

◎男性専用相談窓口

- ・ (財) おきなわ女性財団 tel：098-868-4011

◎犯罪被害者支援

- ・ 沖縄県犯罪被害者等支援総合窓口 tel：098-866-4115

